

いつも聞こえるみんなの声

# タウンメール

町のみんなのコミュニケーション

あなたの町政に対する

意見・要望・質問やさざまな情報をお寄せください

まちづくり政策課政策調整係では、みなさんの声を広く町政に反映させる広聴活動として「タウンメール」を実施しています。

この「タウンメール」は、町民のみなさんの町政に対するご意見・ご要望・ご質問などを記入していただき、最寄りの郵便ポストへ投函していただくというものです。

地域づくりや町づくりなどに関する意見・要望のほか、行政への疑問や情報提供など、あなたが知りたいことや知らせたいことも大歓迎です。お気軽にあなたの声をお聞かせください。みなさんの声が明日の弟子屈町をつくります。

寄せられた声に対しての回答は広報紙への掲載、または、ご本人へ直接通知します。回答につきましては封書を投函していただいた時期により、翌々月の広報紙に掲載となる場合もあるほか、内容によっては回答し兼ねる場合もありますのでご了承ください。

また、匿名の方についての回答は、いたしかねます。

## 記入の仕方

- \* 町づくりなどに関するご意見・ご要望のほか、行政への疑問や情報提供などのあなたが知りたいことや知らせたいことも、ご自由にお書きください。
- \* 誹謗(ひぼう)中傷や営利を目的とした内容はご遠慮願います。
- \* 封書は点線にそって切り、折ってノリ付けし、切手を貼らずにそのままポストへご投函ください。
- \* この封書の差出有効期限は平成27年3月31日です。それまでにご投函ください。
- \* 内容によってはこちらから内容確認を行うことや、直接回答を行う場合がありますので、住所・氏名・性別・年齢・電話番号は必ず記入してください。なお、広報紙に掲載する場合、氏名は公表いたしません。 ◆お問い合わせ先/役場まちづくり政策課調整係 ☎ 482-2913(課直通)

あなたの声をお気軽に寄せてください

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

いつも聞こえるみんなの声

タウンメール

ご住所					
お名前					
電話番号					
年齢		性別	男	女	

## 12月1日から

# 児童扶養手当法の一部を改正

公的年金を受給する方が児童扶養手当を受給できる場合も

これまで、公的年金(遺族年金や老齢年金、労災年金、遺族補償など)を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでした。12月から、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。児童扶養手当を受給するためには申請が必要です。詳しくは、下記までお問い合わせください。

### 【対象となる場合】

- ▶ お子さんを養育している父母などが、低額の老齢年金を受給している場合。
- ▶ 父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合。
- ▶ 母子家庭で、離婚後に父が亡くなり、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合、など。

〈参考/児童扶養手当の月額〉(平成26年4月～)

- 子ども1人の場合  
全額支給/41,020円・一部支給/41,010～9,680円(所得に応じて決定されます)
- 子ども2人以上の加算額  
2人目/5,000円・3人目以降1人につき/3,000円

※受給している年金額が手当額よりも低いかどうかは、下記までお問い合わせください。

### 【支給開始日】

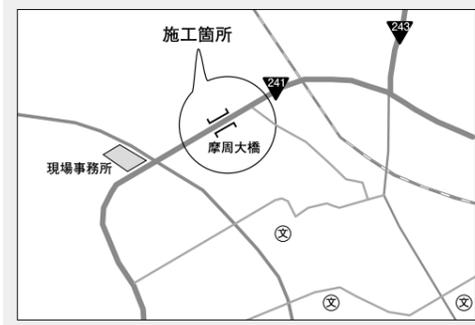
- ▶ 手当は、申請の翌月から支給開始となります。ただし、これまで公的年金を受給していることにより児童扶養手当を受給できなかった方のうち、平成26年12月1日に支給要件を満たしている方が、平成27年3月までに申請した場合は、平成26年12月分の手当から受給できます。
- ▶ 平成26年12月～平成27年3月分の手当は、平成27年4月に支払われます。

問い合わせ先/役場福祉こども課児童福祉係 ☎ 482-2921(課直通)

## 摩周大橋補修工事に伴い片側交互通行に

国道241号摩周大橋の補修工事(北海道開発局釧路開発建設部弟子屈道路事務所発注)により、日中は片側交互通行となります。皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

- ▶ 工事場所/下の図のとおり
- ▶ 工事期間/平成27年2月20日(金)まで
- ▶ 作業時間/8時～17時
- 問い合わせ先/タカオ工業(株)(施工業者) ☎ 486-7176(現場事務所) ☎ 0154-231271(本社)



## サイクルのすすめ

普段、何気なく捨てているそのごみ。きちんと分ければ資源になるかも? ごみ袋代がお得になる資源ごみの分別を覚えて、地球にも家計にも優しくなりましょう!

### 分別の手間を省きましょう!

資源ごみの中には、細かく分別してしまうと余計に手間がかかってしまうものがあります。注意して分別を行えば、効率よくごみを出すことができますので、ぜひ覚えましょう!

- ▶ 缶はリングプルを付けたまま出すことができます!
- ▶ ペットボトルはラベルをはがさずに出すことができます!



リングプルを外して捨てる場合は不燃ごみになります



ラベルをはがして捨てる場合は資源ごみ(プラスチック)になります



問い合わせ先/役場環境生活課環境係 ☎ 482-2934(課直通)

# 保育園の入園を受け付けます!!

役場福祉こども課では、平成27年度に保育園入園を希望される児童の申し込みを受け付けています。

## □受付期間／12月30日(火)まで

※受付期間終了後に入園を希望される場合は、ご相談ください。また、平成27年度、出産後に入園の予定がある方は、事前にお知らせください。

- ▶申請書類配布・受付場所／役場福祉こども課児童福祉係、おひさま保育園、川湯保育園
- ▶保育料／平成26年度分町民税額により決定。
- ▶入所基準／保護者いずれも(保護者と同居していない場合には児童の面倒を見ている方)が、次のいずれかの事情にある場合。
  - ①仕事をしている。(フルタイム、パートタイム、居宅内の労働など、基本的に全ての就労を含む)  
※フルタイムかパートタイムかによって「保育標準時間利用」と「保育短時間利用」に区分されます。
  - ②母親が妊娠中であるか、出産後間もない。
  - ③病気や負傷をしている、または心身に障がいがある。
  - ④同居、または長期入院している親族の介護や看護を行っている。
  - ⑤震災や風水害、火災などの被害を受け、住居を失ったり破損したりして、復旧中である。
  - ⑥求職活動(起業準備を含む)をしている、または就学(職業訓練校などでの職業訓練を含む)している。
  - ⑦児童の家庭で、ドメスティックバイオレンスや虐待の恐れがある。
  - ⑧育児休業取得中に、既に保育を利用している児童がいて、継続利用が必要である。
  - ⑨その他、上記に類する状態であると町長が認めた場合。

□問い合わせ先／役場福祉こども課児童福祉係 ☎482-2921(課直通)、おひさま保育園 ☎482-2444  
または ☎482-1087、川湯保育園 ☎483-2537まで。

## 各保育園の定員

名 前	所 在 地	定 員
おひさま保育園	泉1丁目11番1号	120人
川湯保育園	川湯温泉4丁目3番1号	45人

※入園対象／0～5歳児(平成27年4月1日現在)

## 除雪作業にご理解とご協力をお願いします

除雪作業の出動は、降雪量がおおむね10cm以上、または地吹雪、吹きだまりで交通に支障があると判断されたときに、主要幹線および通学路、集乳路線を優先的に行います。

「吹雪、暴風雪警報発令中、および夜間」の除雪は、原則的には行いません。



### □路上駐車は除雪の障害

除雪作業で最も障害になるのが、路上での駐車です。路上に放置された車のために、除雪車が通れなかったり、除雪作業ができなかったりすることがあります。

### □歩道などに物を置かない

歩道や路肩に、陳列品や旗立て用のコンクリート、木材などを置いておくと、吹きだまりの原因になったり、除雪の障害にもなったりします。あらかじめ、道路から離れた場所に移動させてください。

### □除雪車には気をつけて

除雪車の運転技術者は、安全第一で細心の注意を払っていますが、作業稼働時は大変危険です。

特に子どもの行動には目を配り、除雪車に近づけないようにしてください。

### □玄関前の雪は皆さんで

除雪車が通った後に残される、玄関前などの雪の山。後始末を考えると、誰もが憂うつになってしまいます。

除雪車の機能や、広い地域を迅速に回らなければならない作業の性格から、どうしても雪を残してしまいます。

大変ご苦勞をおかけしますが、各家庭や事業所で取り除いてください。

### □道路に雪を捨てないで

除雪したばかりの道路に、雪を捨てるといった光景を毎年多く見かけます。この雪が凹凸を作り、交通事故を誘発する原因にもなりかねませんので、注意してください。

### □消防水利に雪を捨てないで

「消防水利」と明示されたポールがある場所は、災害など緊急時の通り道になりますので、雪を捨てないでください。

これから降雪シーズンを迎え、今年もまた厳しい冬に突入です。

町では、皆さんの生活や生産活動を支えるために除雪作業を行います。皆さんのご協力を得て、除雪作業をスムーズに進めることが経費抑制の上でも必要不可欠となってきますので、ご理解とご協力をお願いします。

町道除雪についての問い合わせ先／役場建設課 ☎482-2941(課直通)

道道除雪についての問い合わせ先／釧路建設管理部弟子屈出張所 ☎482-2147

## あかへつ政策課 政策調整係 行

## 弟子屈町役場

料金受取人払郵便  
釧路中央局 認  
4076  
差出有効期間  
平成27年3月  
31日まで  
(切手不要)

0883292